

司法修習生に関する規則及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則新旧  
 対照条文

(傍線の部分は改正部分)

第一条関係―司法修習生に関する規則(昭和二十三年最高裁判所規則第十五号)

新	第十二条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)以下「法」という。第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会(以下「委員会」という。)を常置する。
旧	第十二条 裁判所法第六十七条第一項の試験を行うため、最高裁判所に司法修習生考試委員会(以下「委員会」という。)を常置する。

②④ (略)  
 第四章 罷免等

②④ (同上)  
 第四章 罷免

第十七条 法第六十八条第一項の最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 成績不良又は心身の故障により、修習を継続することが困難であるとき。

第十七条 司法修習生で次の各号のいずれかに該当する者は、これを罷免する。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 成年被後見人又は被保佐人
- 三 破産者で復権を得ない者

- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- 四 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 五 本人から願出があつたとき。
- 六 第二号から前号までに掲げるもののほか、第一号に掲げる事由に準ずる事由

② 法第六十八条第二項の最高裁判所の定める事由は、品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他これらに準ずる事由とする。

第十八条 修習の停止の期間は、一日以上二十日以下とする。

② 修習の停止を命じられた司法修習生は、司法修習生としての身分を保有するが、修習をすることはできない。司法修習生は、修習の停止を命じられている期間中法第六十七条の二第一項の修習給付金を受けることができない。

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に第十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項の事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第十八条 最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷免することができる。

一 品位を辱める行状、修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不当であるとき。

二 病氣、成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき。

三 本人から願出があつたとき。

第十九条 司法研修所長は、司法修習生に前二条の各号に当る事由があると認めるときは、これを最高裁判所に報告しなければならない。

② 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、第十七条第一項各号のいずれか又は同条第二項の事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

第二十条 この規則に定めるもののほか、司法修習生の罷免等に関して必要な事項は、最高裁判所が定める。

② 高等裁判所長官、地方裁判所長、検事長、検事正及び弁護士会長は、監督の委託を受けた司法修習生に、前二条の各号に当る事由があると認めるときは、司法研修所長を経て、これを最高裁判所に報告しなければならない。

(新設)